

小委員会交渉の概要

交渉日：令和6年11月8日（金）15時50分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 労務担当部長、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長

都労連 副執行委員長、書記長、書記次長

事項	組合主張	当局主張
会計年度任用職員の報酬額の改定時期に係る取扱いの見直しについて	○報酬額の改定時期を常勤職員と同様の取扱いとしたことは要求を実現するものと評価。一方、一部の会計年度任用職員の報酬額の改定時期を常勤職員と同様の取扱いとしないことは、均等待遇の観点からも断じて認められない ○全ての会計年度任用職員の報酬額の改定時期を常勤職員と同様の取扱いとなるよう見直すことを強く要求	○現下の社会情勢に一層適応するため、報酬額の改定時期について見直しを提案 ○前年度の報酬額を基準として、各年度の4月1日に報酬額を決定することを原則としつつ、常勤職員の給与の改定があった場合には、常勤職員との権衡を考慮し、その改定時期に準じて、常勤職員の改定率により決定 ○一会計年度において任用される期間が3月以内の者及び1週間当たりの所定の勤務時間が15時間30分未満の者については、常勤職員の給与を改定する条例の施行日に決定 ○実施時期は、令和6年12月1日以降に常勤職員の給与の改定が実施された場合に適用
地域手当、特地勤務手当及びへき地手当の見直しについて	○都外公署に適用される支給割合の引上げについては、一定程度評価。一方、区部・多摩公署との格差が解消されないことは認められない ○地域手当の本給繰入れを要求するとともに、島しょ公署及び都外公署の支給割合を区部・多摩公署の水準まで引き上げることを要求 ○見直しにより、月収水準が引き下がり不利益が生じることは断じて認められない ○都側の姿勢に強く抗議し、改めて、直ちに見直すことを要求	○再度慎重に検討を行い、提案内容を一部見直すことを提案 ○令和10年度以降、都外公署に適用される支給割合を12%から16%に引上げ ○地域の区分に応じて支給される関連手当も考慮し、所要の調整を行うことが適当であるとする人事委員会勧告における意見の内容等を踏まえると、今回提示した支給割合の見直し以外の措置は非常に困難
柔軟で多様な働き方を推進する取組について	○ワークスペースの利用時間の拡大や実施要件がより具体的に示されたことは、我々の意見が反映されたものと評価 ○今回具体化された実施要件の範囲においては、職員の柔軟で多様な働き方の一つ	○職員のライフ・ワーク・バランスを推進していく観点から、現行制度の範囲内で、子連れ出勤を本格実施 ○対象職場を本庁職場全体に拡大 ○子連れ出勤ワークスペースの利用時間に

事項	組合主張	当局主張
柔軟で多様な働き方を推進する取組について (続き)	につながるものであると評価	ついて、原則として午前9時から午後5時45分までに拡大 ○実施要件について、「緊急一時的な措置として、子供を職場に帯同することが業務上の必要性和利用職員の希望の両面において有効な選択肢であると所属長が判断した場合」とより具体化 ○実施時期は令和7年1月1日